平　成

二十三年

五條市議会第三回九月定例会会議録（第三号）

平成二十三年九月三十日（金曜日）

議事日程（第三号）

平成二十三年九月三十日　午前十時開議

日程　第一　市政の報告と提出議案の説明

第二　報第十二号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）

第三　議第四十八号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第四　議第四十九号　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第五　議第五十号　五條市税条例の一部改正について

第六　議第五十一号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第七　議第五十二号　五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第八　議第五十三号　五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について

第九　議第五十四号　五條・吉野広域行政推進協議会規約の変更について

第十　議第五十五号　御所・田原本環境衛生事務組合への加入について

第十一　議第五十六号　平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について

第十二　議第五十七号　平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について

第十三　認第一号　平成二十二年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号　平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第　三号　平成二十二年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
認第　四号　平成二十二年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認第　五号　平成二十二年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第　六号　平成二十二年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第　七号　平成二十二年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第　八号　平成二十二年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認第　九号　平成二十二年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第　十号　平成二十二年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認第　十一号　平成二十二年度五條市水道事業会計決算認定について
認第　十二号　平成二十二年度南和広域連合歳入歳出決算認定について
第十四　議第五十八号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第十五　同第　一号　五條市監査委員の選任について
第十六　同第　二号　五條市教育委員会委員の任命について
第十七　同第　三号　五條市副市長の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十四名）

一番　福塚　実
二番　山口　耕司
三番　吉田　雅範

四番　堀川浩美
六番　川村家廣
七番　藤冨美恵子
八番　池上輝雄
九番　益田吉博
十番　山田澄雄
十一番　峯林宏政
十二番　花谷昭典
十三番　土井康嗣
十四番　大谷龍雄
十五番　田原清孝

欠席議員（なし）

市長　太田好紀
教育長職務代行者　樫内成吉
代表監査委員　川元憙釋
市長公室長　吉田辰雄
総務部長　下村洋次
都市整備部長　森本元三
生活産業部長　櫻井敬三
健康福祉部長　森本敏弘

上下水道部長　辻　本　衡　司
消防長　窪　佳　秀
会計管理者　町　口　正　治
西吉野支所長　小　窪　美　貴　男
監理管財課長　新　井　健　夫
企画財政課長　福　塚　勝　彦
秘書課長　菊　谷　眞　宜
庶務課長　上　孝　男

事務局職員出席者

事務局長　乾　旬
事務局次長　藤　谷　光　一
事務局係長　笹　谷　豊
事務局主任　馬　場　由　美　子
速記者　柳ヶ瀬　五　美

午前十時零分再開

○議長（川村家廣）ただいまから去る二十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

会議に入る前に台風十二号の影響による災害により亡くなられました方々に哀悼の意をささげ、被災者の皆様におかれましては心からお見舞いを申し上げます。

今なお安否がわからない方々の御無事を願いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

ここに亡くなられました方々の御冥福を祈り、一分間の黙とうをささげたいと思います。

議場内の皆様、御起立をお願いいたします。黙とう。

〔黙とう〕

○議長（川村家廣）黙とうを終わります。

御着席ください。

御協力ありがとうございました。

○議長（川村家廣）次に七月一日付けで職員の人事異動がありましたので、この際課長級以上の職員について吉田市長公室長から御紹介をいただきます。

吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）自席から失礼をいたします。

命によりまして去る七月一日付けで発令いたしました課長の人事異動の御報告を申し上げます。

みどり園所長栗本恵司でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げまして御報告を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長　太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）皆さんおはようございます。

市政の報告に先立ちまして、このたびの台風十二号について御報告させていただきます。

今回の台風十二号は、記録的な集中豪雨をもたらし、大塔町で死者及び安否不明者まで出るような大災害となり、人々の心の中に、深い爪あとを残しました。

お亡くなりになられた方々の御冥福と、安否不明の方が一刻も早く見つかることをお祈りいたしますとともに、被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

またこの災害に対しまして、国、県を始め自衛隊、警察、消防、そして多くの方々に献身的な御支援をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

市といたしましては、国や県の支援をいただきながら、復興を最優先に、被災された皆様が一日も早く今までと同じような生活が送れるよう、できる限りの支援を行い、職員一丸となって対策に取り組んでまいりますことを御報告させていただきます。

それでは、六月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

初めに、東日本大震災の発生から約半年が経過いたしましたが、この間お寄せいただいた義援金は、九月二十六日現在において集計したところ、二千二百三十一万七千三百三十一円となっており、多くの皆様の温かい御支援に対し、この場をお借りし心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、東日本大震災及び福島第一原発の大事故は、被災地のみならず我が国全体に暗い影を落としておりますが、内閣府発表の月例経済報告を始め、奈良財務事務所発表の県内経済情勢報告等、その影響の大きさを裏付けるような経済指標が相次いで公表されております。

今後とも、商工業を始め、農林水産業、観光業、そして雇用情勢から電力供給の制限に至るまで、広範囲にその影響が及ぶものと予測されることから、本市といたしましても節電対策等に配慮しながら経済情勢には、十分注視してまいりたいと存じます。

一方「がんばろう！日本」を合言葉に開催された、第九十三回全国高校野球選手権大会へ県代表として出場した智辯学園野球部の健闘は、被災地のみならず全国へ勇気と希望を届けてくれました。

私も、甲子園のアルプススタンドから郷土を代表して全力プレーで戦う彼等の勇姿を拝見させていただき、大変心強く、また五條市民の一人として、誇りに感じたところであります。

同校野球部の選手諸君に対しては、心から拍手を贈るとともに、指導者の先生方を始め、関係の皆様の御苦労に対し、改めて敬意を表する次第であ

ります。

それでは、市政の概要について、各部所管の事業ごとに申し述べたいと存じます。

まず、市長公室所管事業について申し上げます。

初めに、職員アンケートの実施についてであります。

先の所信表明でも述べさせていただきましたが、多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、職員力の強化が不可欠であることから、各人の個性を知り、強みを生かす工夫をするため、全職員を対象に職務に関するアンケートを実施いたしました。

今後は、その回答内容をよく分析した上、人事異動等の参考としてまいりたいと存じます。

次に、出張移動市長室についてであります。

去る八月一日には大塔町において、また同月二十二日には小和町でそれぞれ開催し、地域の皆様と様々な角度から意見交換をさせていただいたところであります。

当日、お聞きした地域の実情や課題については、今後の市政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

次に、市職員採用についてであります。

市職員の採用に当たっては、定員の適正化を基本としながら、年齢構成の平準化や退職者の状況、さらに各部署における事務事業の増加等に配慮した上、計画的な実施に努めているところであります。

なお、平成二十四年度採用に係る募集並びに応募の状況でございますが、事務職員については、九名の募集に対して応募者は百七名、同じく技術職員については、二名に対し三名、消防職員については、三名に対し二十四名、さらに保育士については、五名に対し四十一名となっておりまして、第一次試験は九月十八日に、更に第二次試験は十月二十三日にそれぞれ実施した上、十一月上旬をめどに合格者の発表を予定いたしております。

次に、職員防災研修の実施についてであります。

みぞうの大災害となった東日本大震災において、被災した各自治体の危機管理体制が問われるなど、災害時に応急対策の実施主体となる市職員においては、常に危機管理意識を持つことが重要なことから、去る六月二十八日、採用二年未満の職員を対象に災害初動マニュアルの内容確認等、基礎知識の研修を実施したところであります。

次に、市防災訓練の実施についてであります。

去る七月二日、市庁舎周辺において、消防団を始め赤十字奉仕団など関係機関を合わせ、約五百七十人の参加を得て、市防災訓練を実施し、市役所における自衛消防隊の運用などを検証しながら、災害対策本部設置への流れを確認するなど、初動対応の行動確認や危機管理意識のかん養を図りました。

また、中央体育館において東日本大震災派遣職員の報告会を開催し、派遣された消防職員、保健師、水道課職員から活動内容の報告を受け、被災地での活動経験を共有したところであります。

続きまして、総務部所管事業について申し上げます。

去る八月一日、コミュニティバス等、現状の公共交通施策について広く市民の皆様の御意見をお伺いするため、市内全戸を対象に五條市公共交通アンケートを実施いたしました。

また、これに併せ、今春から奈良交通路線バス運休の代替手段として、デマンドタクシーを導入した地域において意見聴取会を開催したところであります。

今後は、これらアンケートの結果や地元の意見を集約し、より使いやすい公共交通網への見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、小学生の通学及び障害者の利用における無料化につきましては、来春よりの実施に向け、関係条例の改正案を次回定例市議会に提出すべく、担当課に指示したところであります。

続きまして、都市整備部所管事業について申し上げます。

初めに、地域高規格道路五條新宮道路（五條市域）整備事業についてであります。

国から指定を受けた調査区間四キロメートルのうち、京奈和自動車道五條インターから本陣交差点までの約一・一キロメートルの四車線化に向けた県の都市計画決定を目指し、五條市まちづくり構想と並行して、関係機関とともに、引き続き取り組んでまいります。

次に、京奈和自動車道整備事業についてであります。

大和・御所道路（御所区間）の約一三・四キロメートルにつきましては、順次工事が進んでおり、五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事も始まっておりますが、平成二十八年度における五條・橿原間の供用開始に向け、引き続き要望活動に取り組んでまいります。

次に、国道二四号歩道整備事業についてであります。

一工区本陣交差点から市役所下までの北側工事を終え、歩道と地下道の供用開始を行いました。また、二工区・三工区につきましては、用地交渉の

済んだ箇所から部分的に工事を開始しております。

引き続き、四工区、五工区につきましても、国土交通省と連携を密にし、六月初めより関係自治会に対し説明会を実施するとともに、今後とも地権者や居住者の御理解と御協力をいただきながら、全線一三五〇メートルの事業完成に向け取り組んでまいります。

続きまして、生活産業部所管事業について申し上げます。

初めに、新ごみ処理施設についてであります。

去る七月二日、滝町、南阿田町両自治会に対し、新ごみ処理施設建設は広域化で取り組んでいく旨を報告し、南阿田町九番地周辺での新ごみ処理施設建設は行わないことを御説明申し上げました。

その上で、一定の施設規模確保によるごみ処理経費の効率化、環境への配慮等を図るため、御所市と田原本町が広域連携で新ごみ処理施設の建設を計画している御所・田原本環境衛生事務組合に対し、同月十九日付けで正式な参入の申入れを行ったところであります。

なお、今定例会におきまして、同組合への加入に係る関係議案を提出したところであります。

次に、し尿処理施設の建て替えについてであります。

測量・地質調査並びに基本設計の業務が完了し、現在、生活環境影響調査の業務を進めております。

今後の事業推進計画として、地元自治会などと調整を図りながら、周辺環境整備の取組と併せて、県等の関係行政機関や吉野町と更に協議を進め、本年度に発注仕様書等を作成するとともに、平成二十四年から本体工事を行い、同二十七年四月供用開始を目指してまいります。

次に、吉野川祭りについてであります。

今回で第四十回の節目を迎える吉野川祭りにつきましては、去る八月十五日、辯天宗を始め、企業や市民の皆様の温かい御理解、御協力を賜り、盛大に開催されたところであります。

また、四十周年を記念して、五條市を広くＰＲするため、五條、西吉野、大塔のマスコットキャラクター三体の着ぐるみと彼らの活躍を応援するためのイメージソングを製作し、会場内特設ステージにおいて初披露いたしました。

来場の皆様には、幻想的な辯天宗の灯ろう流しや五條の夜空を彩るレーザー光線と花火の迫力ある競演を満喫していただいたところであり、事故もなく無事終えることができたことを御報告申し上げるとともに、実行委員会を始め、関係各位に改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、柿振興対策についてであります。

去る七月十二日、奈良テレビの生放送番組「ゆうドキ」に奈良県ハウス柿部会から部会長を始め、三名の方々とともに、私も出演させていただき、特産のハウス柿と本市のＰＲを行いました。

また、新たな消費拡大や販売戦略の一環として、ＰＲ用パンフレットを作成するため、ＪＡならけん西吉野支店女性部の皆様に御協力をいただき、これに掲載するハウス柿を利用した柿レシピの試食会を開催したところであります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

今年四月から七月までの四箇月間において、いのしし百二頭、鹿十五頭、あらいぐま五十二頭を捕獲したところであります。

いのしし、鹿の捕獲については、前年比二七パーセント増となっており、大変深刻な問題であることから、その対策として、本年度、国庫補助による鳥獣被害防止総合対策事業により、鳥獣害防止柵の設置要望のあった市内十九箇所において、約一四、〇〇〇メートルに及ぶ防止柵を地元の直営施工により設置したところであります。

また、七月十四日には、農林水産省から四名の担当官が本市を訪れ、現地を視察するとともに、被害の状況等について意見聴取が行われたところであり、その際に、専門的な捕獲担い手要員の確保や広域連携の取組に対する支援に加えて、南和地域における有害鳥獣処分場の設置支援などを要望したところであります。

次に、農地の耕作放棄地解消対策についてであります。

年々増加傾向にある耕作放棄地の現状把握を行い、有効利用を促進することが急務であることから、先般、耕作放棄地対策協議会を開催し、新たな対策の構築に向け、多方面から検討いただいたところであります。

次に、林業振興対策についてであります。

間伐材の再利用促進を図るため、県産材生産促進事業や森林管理・環境保全直接支払制度により、支援に取り組んだところであります。

次に、企業誘致についてであります。

市への企業誘致を積極的に推進するため、県と連携を強化した上、県内及び近隣自治体の企業誘致の取組等について調査を行うとともに、平成二十八年に開通が見込まれる京奈和自動車道御所道路等により、将来市内の企業立地に明るい展望が見込めることから、五條市企業立地ガイドブックを活用し、企業訪問を行うとともに、東京の情報センター等に当該資料の送付を行うなど、県内外に向け、情報発信並びに情報収集に取り組んだところであります。

次に、循環型社会の推進についてであります。

環境問題の中核となる地球温暖化対策は、今後ますます重要となってまいります。

そのため、市民一人ひとりが手軽に行動できる対策として、グリーンカーテンを奨励するため、そのモデルとして市内幼稚園、保育所等に協力を得て、実施したところであります。

また、十一月二十日、二十一日の両日にわたり、循環型社会構築のための事業の一環として、五條市環境フェアを開催するよう計画いたしております。

次に、吉野川フェスタ二〇一一についてであります。

去る七月十七日、大川橋左岸下流において、吉野川フェスタ二〇一一かわっ子まつりが開催され、多数の参加者で賑わいました。

また、メイン行事として、商工会青年部による吉野川いかだ下りコンテストが行われ、市の内外から参加した手作りいかだ二十二艇が、速さ、アイディア、チームワークなどを競いました。

さらに、今回は初めて出張釣堀も行われるなど、吉野川活性化の取組について、大いに関心を持っていただけたことと存じます。

次に、滞在体験型観光施設前防邸についてであります。

同施設につきましては、民間業者に管理を委託すべく公募を実施いたしました。なお、今定例会におきまして、当該指定管理者に係る関係議案を提出したところであります。

次に、人権施策についてであります。

去る七月二十三日、差別をなくす強調月間に併せて、第四十回差別をなくす市民集会を開催いたしました。

当日は「松本サリン事件　つくられた虚像」と題して、河野義行氏に講演をお願いし、人権の大切さを教授いただいたところであります。

また、市広報及び人権啓発特集号の発行等により、人権・同和問題に関する啓発活動を広く実施するとともに、部落差別等撤廃と人権確立を目指す県民集会など、県内の各種啓発行事にも、多くの市民の皆様に参加をいただき、人権・同和問題に対して、再認識をいただく一方、人権擁護委員の方々の御協力により、人権擁護委員の日及び差別をなくす強調月間中の二回、市内四箇所において人権相談会を行っていただいたところであります。

続きまして、健康福祉部所管事業について申し上げます。

初めに、南和の医療についてであります。

これまで、南和医療圏の構成市町村及び県が一体となって、検討を重ねてきた結果、「南和の医療は南和で守る」とする基本理念の下に、去る四月二十八日、南和公立三病院の機能について、平成二十六年三月末をめどに再編するという南和の医療体制のあり方を関係市町村及び県で合意し、救急病院と地域医療センターの場所がそれぞれ決定されたところであります。

また、五月には、地域医療再生基金に係る奈良県地域医療再生計画を国に提出したところであり、今後は、厚生労働省における有識者会議の評価を経て、地域医療再生臨時特例交付金の交付額の内示を受け、交付決定がなされる予定であります。

さらに、一市三町八村及び県で構成される一部事務組合設立の準備として、現在、国と協議を開始しており、平成二十四年二月の設立を目指しております。なお、当該一部事務組合に県が加入することによって、南和地域の全市町村と県が一体となって、南和医療圏の医療体制を支えていくことになります。

次に、二見保育所の対応についてであります。

先の所信表明において、同保育所につきましては、保護者を始め、地元の皆様の意向を尊重するとともに、現施設の状態も勘案しつつ、再開に向け、取り組む方針を述べさせていただきました。

その後、同保育所管内の出生率の動向調査を始め、平成二十四年度からの現施設の再開を基本に、入所対象となる児童の保護者六十五名にアンケートを実施し、入所に係る希望調査とともに同保育所の再開に関する様々な御意見も多数いただいたところであります。

加えて、施設の要修理状況も調査したところであって、これらのデータを基に検証した結果、現状では、入所希望者が非常に少ないという結論に至ったところであります。

これを受け、少子化傾向の続く中、今後の同保育所の在り方を含め市の保育行政全般を再検証すべく、適正保育所配置ビジョンの作成を進めているところであります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

近年の医療費の増大と景気の低迷による保険税の減収などにより、本市の国保財政は大変厳しい状況にあり、国保事業を運営する保険者として、その責務は大変重大なものとなっております。

このような中にあって、去る八月十七日、国保事業の健全な運営のために審議をお願いしております国民健康保険運営協議会を開催し、保険税の改正に向けて、慎重な審議をいただいたところであります。

次に、高齢者福祉施策についてであります。

平成二十四年度から二十六年度までの第六期老人保健福祉計画及び第五期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者のニーズ調査を実施し、介護予防に重点を置きながら、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者の立場に立った実行性と継続性のある高齢者福祉施策を推進してまいる所存であります。

次に、社会福祉施策についてであります。

国の障害者自立支援法に基づき、障害者の生活の質の向上を図り、地域とのつながりの中で、心豊かに暮らせる社会の実現を目指すため、現在、第三期五條市障害福祉計画、平成二十四年から二十六年の策定に向け、準備を進めているところであります。

続きまして、教育委員会所管事業について申し上げます。

初めに、五條小学校の屋内運動場の建て替えについてであります。

去る六月から、本体及び校舎の一部の解体工事を実施いたしており、本体工事につきましては、早晩、入札を行う予定であります。

次に、五條中学校北棟の耐震補強工事についてであります。

当該工事は、十月末の完了を予定しており、八月末現在では約八五パーセントの進捗状況となっております。なお、当該事業の完了によりまして、市内の小・中学校の校舎の耐震化率が一〇〇パーセントとなるところであります。

次に、奈良県中学校総合体育大会についてであります。

同大会は、去る七月に開催され、野球の部において、五條中学校が優勝、さらに五條西中学校が準優勝を果たし、本市より二校が県代表として近畿大会へ出場いたしました。

また、柔道、陸上、水泳の各部門においても、数名が全国大会あるいは近畿大会に出場するなど、本市の将来を担う子供たちが、臆することなく大舞台で活躍することを心強く思うとともに、今後も、彼らの夢の続きを見守り応援してまいりたいと存じます。

改めて、日々御指導をいただいております先生方を始め、関係の皆様に深く感謝を申し上げる次第であります。

続きまして、上下水道部所管事業について申し上げます。

初めに、上水道事業についてであります。

現在の不安定な社会情勢や厳しい環境の変化に対応して、まず水質基準に適合した安全で良質な水道水を安定して供給するため、公共性と経済性の

調和を図りながら効率的な事業運営に努めているところであります。

また、市民サービスの向上と継続的な給水に資するため、東日本大震災の応援給水活動を通じて得た教訓を基に、施設の耐震化や老朽管、機械設備等の更新を計画的に進めるなど、ライフラインの機能強化に取り組んでいるところであります。

次に、簡易水道事業についてであります。

平成二十二年度地域活性化臨時交付金により、繰越しとなっている簡易水道施設改修事業は、現在一施設の改修工事が完了し、他の施設につきましても計画的に実施いたしております。

また、本年度の国庫補助による水道未普及地域解消事業である西吉野町白銀南地区及び大塔町宇井地区における簡易水道整備工事も継続事業として早期の完了を目指し、取り組んでいるところであります。

次に、下水道事業についてであります。

平成二十二年度の流域関連公共下水道事業の繰越し工事二件につきましては、共に完了いたしております。

本年度の公共下水道工事計画につきましては、現在進められている国道二四号の改良工事に対応して、公共下水道工事が施工できる体制としており、今井町、野原西地区等におきましても、同様に工事着手の準備を進めております。

また、公共下水道事業整備に伴います水洗化への普及対策につきましても、臨時雇用職員二名と本市職員により、新たに供用開始地域となりました野原西地区での普及活動を始め、市街地の未接続家屋を効率的に訪問して、皆様の御理解と御協力を得るなど、公共水域における環境保護の推進に努めているところであります。

最後に、消防本部所管事業について申し上げます。

初めに、新消防庁舎建設事業についてであります。

平成十九年の建築確認申請を基に、設計変更業務委託を行う中で東日本大震災を教訓とし、防災拠点となる消防庁舎に太陽光発電設備や自家発電設備、さらには飲料水兼用とする耐震性防火水槽の設置を検討しているところであります。

また、東日本大震災を始めとする大規模な自然災害の緊急消防援助隊の充実及び消防組織の体制を強化し、市民の安心・安全の維持向上に努める次第であります。

次に、十津川村消防事務受託についてであります。

現在、大塔分署の拡充運用により、同村北部における消防活動を実施しており、さらに折立地区において、十津川分署を本年十一月二十八日開署予定といたしております。

これにより、村全域を管轄することとなり、現在、分署庁舎及び車両、資機材の整備を図っております。

とりわけ、ＡＥＤやＧＰＳ及び消防無線、防災無線などの最新鋭の装備を持ち、特に山間地災害に対応することを目的とした、救急バイク「救バイ」二台の配備を予定いたしております。

次に、消防広域化についてであります。

奈良県広域消防運営計画を策定するため、広域化対象市町村（全市町村）の消防力の向上、財政負担の抑制等、将来の消防の在り方について、より具体的で現実的な検討を行うための小委員会が設置され、経費の算出、財産の取扱いなど調査・審議等が行われております。

次に、予防業務についてであります。

火災予防を基本として一般住宅における防火指導及び住宅用火災警報器の設置促進に努めるとともに、各種防火対象物及び危険物施設に対し立入検査を行い、消防用設備等の維持管理、防火管理体制の徹底を図るため、指導に努めているところであります。

以上、前定例会から今日までの市政の概要について御報告申し上げました。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第十二号、専決処分の報告、承認を求めること（五條市税条例等の一部改正）につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成二十三年六月三十日に公布され、専決処分をしたので報告し承認を求める次第であります。

次に、議第四十八号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法が一部改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十九号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、十津川村消防事務受託に伴う単身赴任手当及び特地勤務手当の規定整備のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十号、五條市税条例の一部改正につきましては、地方税法が一部改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十二号、五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、平成二十三年度中に五條市携帯電話エリア整備施設を一箇所増設するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十三号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第五十四号、五條・吉野広域行政推進協議会規約の変更につきましては、「五條・吉野広域行政推進協議会」の名称を「南和協議会」と改めるため、所要の変更を行うものであります。

次に、議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入につきましては、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理している一部事務組合へ加入するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第五十六号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ四千六百五十八万六千円を追加し、総額百六十七億九千六百三十七万七千円とするもので、補正の主な内容といたしましては、バイオマス利活用推進事業の経費等であり、これらの財源につきましては、国庫補助金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第五十七号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ三千八百九十六万一千円を追加し、総額三十三億五千八十六万一千円とするもので、補正の主な内容といたしましては、介護保険財政調整基金への積立て等であり、これらの財源につきましては、繰越金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、認第一号から認第十二号につきましては、平成二十二年度の五條市一般会計、各特別会計及び五條市水道事業会計並びに南和広域連合の歳入歳出決算の認定を求めるものであります。

次に、同第一号、五條市監査委員の選任につきましては、監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任されている川元憙釋委員が、平成二十三年九月三十日をもって任期が満了するため、その後任の同意を求めるものであります。

次に、同第二号、五條市教育委員会委員の任命につきましては、井本誓晃委員が、平成二十三年九月二十一日をもって任期が満了したため、その後任の同意を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要でありますが、議員各位におかれましては、慎重審議の上、何とぞ御議決並びに御認定等賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

次に日程第二、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）報第十二号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長　下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました報第十二号、五條市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の市税条例の改正は、現下の厳しい経済状況に対応して税制の整備を図るため、地方税法の一部を改正する法律、またそれに関わる施行令、施行規則が平成二十三年六月三十日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成二十三年六月三十日に専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定により本定例会におきまして報告し、承認を求めるものであります。

それでは改正の概要について御説明を申し上げます。

地方税法の規定において市税の申告を正当な理由がなく申告をしなかった場合、条例の定めるところにおいて三万円以下の過料を科すことができるとされておりました。

今回の地方税法の改正に伴い、この過料が十万円以下に引き上げられたことにより市民税、償却資産、軽自動車税等に規定されている過料を「三万円以下」から「十万円以下」に改正を行ったものであります。

過料の対象となっていなかった、たばこ税等につきましても同様に過料を創設しております。

また、平成二十年から上場株式等に係る配当所得の市民税課税の特例等の期間を三年間と規定しておりましたが、景気回復に万全を期するため特例措置を二年間延長すること、またこの特例措置の終了後に行う非課税口座内、少額上場株式等の譲渡に係る市民税の特例の導入時期を二年間延期するものであります。

議案書の三ページを御覧ください。

改正する条例の第一条につきましては、先ほど申し上げました市税の申告を必要とする市民税、償却資産、軽自動車税の申告をしなかった場合の過料を「三万円以下」から「十万円以下」にすること、また地方自治法、地方税法の改正により一部文言の整備をしております。

また、たばこ税についても、申告をしなかった場合の罰則を第百条の二で新たに規定をしております。

四ページを御覧ください。

鉱産税、特別土地保有税に係る不申告についても過料を科す規定をしています。

また、関係法例等の改正により、条ずれ、項ずれが生じておりますので、その整理もしております。

五ページに移っていただき、第二条につきましては、上場株式等の配当、譲渡所得等に係る市民税の軽減税率について三年間の特例措置を行うこととされておりましたが、現在の厳しい経済情勢の中、景気回復に万全を期するため、二年間延長し、特例措置の終了する日を平成二十五年十二月三十一日としております。

第三条につきましては、第二条の上場株式等の配当、譲渡所得等に係る軽減税率の二年間の延長に伴い、この特例措置の終了後に実施することとなっております非課税口座内、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入時期を二年間延長し、平成二十七年一月一日とするものであります。

附則の第一条において、この条例の施行を公布日から施行することとし、一号、二号においては、第一条に規定する施行日を、地方税法の改正の施行日に合わせた施行としております。

六ページを御覧ください。

附則第二条、第三条、第四条については、今回の改正に関わる固定資産税、都市計画税、罰則に関する事項についての経過措置を定めるとともに、法改正に伴う文言の修正、条ずれ、項ずれの整備を行っております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（川村家廣）次に日程第三、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第四十八号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長　吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程をいただきました議第四十八号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入れますが、議案書七ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、本条例の上位法であります地方公務員災害補償法が関係法令であります障害者自立支援法の一部改正が行われたことに伴い、引用条文等につきまして所要の変更、整理が必要となったことによるものでございます。

なお、本条例で規定されております公務災害に係る補償内容等基本的な事項につきましての改正はございません。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず第一条関係の現行条例の第十条の二、第二号を次のように改めることにつきましては、本条は公務災害での介護補償を規定する条項でございますが、同条ただし書きの規定に基づきます介護補償を適用しない場合の規定であります本条第二号につきまして、掲載いたしました第二号及び第三号のように改めるものでございます。

次に第二条関係につきましては、関係法令の改正に伴い、引用条文の項ずれを修正する条文整理のための改正でございます。

附則につきましては、本条例の施行日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第四十九号　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長　吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程をいただきました議第四十九号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九ページから十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、十津川村消防事務受託に伴いまして十津川村折立に五條市消防署十津川分署を開設し、本年十一月二十八日から業務を開始するに当たり、当該地に勤務する消防職員に対し、地方自治法第二百四条の規定に基づきまして単身赴任手当及び特地勤務手当の支給を行うため、これらに必要な所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

現行条例第八条の二の次に追加する条項のうち、単身赴任手当の規定であります第八条の三につきましては、新たな勤務先として十津川分署に配属される職員の中で、その通勤距離等が国の人事院規則に示されております通勤困難の基準を超える場合が想定されますことから、規則で定める一定やむを得ない事情により当該勤務地へ単身赴任することになった職員に対し、単身赴任手当を支給する旨を定めております。

次の同条第二項につきましては、この単身赴任手当の月額二万三千円と一定以上の遠隔距離となる場合の加算措置を規定いたしております。

第三項につきましては、最初の第一項で規定する通常の単身赴任手当が支給される職員との均衡上、必要と認められる規則で定める職員は同様の単身赴任手当を支給する旨を規定いたしております。

第四項につきましては、単身赴任手当の調整に関する事項を規定いたしております。

続きまして、特地勤務手当の規定であります第八条の四につきましては、遠隔地勤務となります消防署、十津川分署配属職員に対し、地方自治法の規定に従い、また国の人事院規則及び県職員の特殊勤務手当に関する条例に準拠し、生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に適用されます特地勤務手当を支給することができる旨を規定いたしているものでございます。

次の第二項につきましては、当該特地勤務手当を支給する公署、職員の範囲、その額を規則で定める旨規定いたしております。

附則につきましては、本条例は平成二十三年十一月二十八日から施行する旨を定めております。

なお、これら十津川分署の開設と業務開始に伴う配属消防職員に対する単身赴任手当及び特地勤務手当支給に係る費用につきましては、全額十津川

村の負担となるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第五、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十号　五條市税条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長　下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十号、五條市税条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十三ページを御覧ください。

本案は、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、平成二十三年十月二十日に施行されるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、市税条例附則第十条の二第五項において、高齢者向け優良賃貸住宅と認定された三階建て以上の耐火住宅に対して、新築後五年間、固定資産税の三分の二に相当する額を減額する旨を規定していますが、この適用を受けるためには、高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十一条の規定により、知事の認定を受けた旨を証明する書類を添付して申告することとなっております。

今回、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、今まで根拠としていた同法第三十一条が廃止され、同法第七条の規定により知事が登録をしたものを減額の対象とすることとされたため、減額を申請する場合、同法第七条の登録を受けた旨を証明する書類を添付して申告書を提出すること

となります。

附則第一条につきましては、施行期日を定めており、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律が施行される平成二十三年十月二十日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第六、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十一号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長　森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第五十一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を

申し上げます。

この条例の改正につきましては、先の東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害弔意金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

それでは議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十四ページから十五ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、東日本大震災による災害を被った住民から災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大する旨の強い要望があり、このたび法律の一部が改正されたため、五條市においても災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、法の要件を満たす兄弟姉妹に対して災害弔慰金の支給対象者とする旨、条例に加える必要が生じたためであります。

次に、改正内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正いたします。

（災害弔慰金を支給する遺族）第四条第一項第一号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。（三）死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとするを加えるものであります。

また附則において、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第一項第二号の規定は、平成二十三年三月十一日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは自席から発言いたします。

この条例の内容は、災害弔慰金の対象となる遺族の範囲が広げられたということでありますから、これは必要なことであり、賛成させていただくわけでありますけれども、これに関連して質問をさせていただきます。

御存じのように、今回の台風十二号、十五号によりまして五條市におきましても、大切な命を失われた方もおります。またいまだに安否がわからな

い行方不明者もおられるわけでありますけれども、この五條市の条例改正以前においても改正部分以外の五條市の条例が存在しているわけであります。したがいまして、改正前の条例の適用とこの改正がこの議会で可決された場合は、その内容をプラスした条例によって台風十二号、十五号で亡くなられた方、行方不明の方々に災害弔慰金の支給をすべきではないかな、これは最高一人五百万円ですね。それと同時に災害障害見舞金の支給も条件が合い、該当する方には支給すべきではないかというふうに思います。

もう一つは、災害援護資金の貸付けですね、この条例にも該当する方がおられたら、やはり災害弔慰金の支給等に関する条例によって全ての方に行き届く支給をすべきではないかなと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）十四番大谷議員の質問に自席から失礼をしてお答えをいたします。

正に大谷議員がおっしゃったとおり非常に大きな災害で、被災者の方には非常に大変な状況にあるというところでございます。

この弔慰金につきましても、法律に基づき、あるいは条例に基づき適正に早急に対応をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第七、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十二号　五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長　下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十二号、五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十七ページを御覧ください。

平成二十一年十二月定例会におきまして、議決をいただきました本条例の制定により、西吉野・大塔地区の六箇所の基地局施設の設置を行い、平成二十二年三月定例市議会での本条例一部改正において、西吉野町平雄、川股の二基地局を追加し、現在八基地局が設置されています。

今回の改正は、大塔町中井傍示地区において、携帯電話基地局を新設するに当たり、第二条中に「施設の名称」及び「位置」として「中井傍示携帯電話エリア整備施設　五條市大塔町中井傍示三四七番地」を追加するものです。

附則につきましては、施行日を定めており、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第八、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十三号　五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長　櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第五十三号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る八月十八日に開催されました五條市指定管理者選定委員会におきまして、選定されました五條市滞在体験型観光施設（通称前防邸）の指定管理者候補を地方自治法の規定に従いまして指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は五條市滞在体験型観光施設、位置は五條市本町二丁目七番三号でございます。

次に二の指定管理者に関する団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は株式会社あすも、代表者は中　純宏、住所は五條市五條三丁目一番二三号でございます。

次に三の指定の期間につきましては、平成二十三年十一月一日から平成二十六年三月三十一日までございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十四号　五條・吉野広域行政推進協議会規約の変更について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長　下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十四号、五條・吉野広域行政推進協議会規約の変更につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十ページを御覧願います。

五條・吉野広域行政推進協議会は南和広域連合解散後の事務を引き継ぐため、当市と吉野郡の一市三町八村で構成し、介護認定審査事務、障害程度区分認定審査事務等を行う法定協議会として平成二十三年一月十九日に設置をいたしました。

この間、協議会の名称につきましては、新聞等の報道において、「南和協議会」として通称名が使われ、この名称が広く認知されていることから、平成二十三年八月九日の当協議会の市町村長会議において、通称名である「南和協議会」を正式名称にとの提案があり、全会一致で合意となったことから、今回協議会の名称である「五條・吉野広域行政推進協議会」を「南和協議会」と改めるため、規約を変更するものです。

附則につきましては、平成二十三年十月一日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十五号　御所・田原本環境衛生事務組合への加入について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長　櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、みどり園の操業期間は協定書において基本的に二十年とされておりますが、新体制の下、継続使用の依頼を行いましたが、協定書は順守して、他所に移転するようにと強い回答がありました。

そのため、地元との約束であります協定書を順守するための最良の方法として広域化を判断し、七月十九日に正式に御所・田原本環境衛生事務組合へ参入依頼をいたしました。それに対しまして、同組合の管理者であります東川御所市長から八月二十五日付けで、一部事務組合への加入に係る議会議決についての要請がございました。

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同で処理するため御所・田原本環境衛生事務組合へ加入することに関して、地方自治法の規定に従いまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）ちょっと質疑を行います。

御存じのように市民の皆さん方が出されるごみの処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、国・県・市の責任と明記

されております。したがいまして、今までその責任を果たすためにやってきているわけでありますけれども、御存じのようにみどり園につきましては、前の五條市長選挙のときの大変重要な課題にもなったわけでありまして、私といたしましては、市長選挙終了後、みどり園周辺の関係自治会・団体の皆さん方が、引き続きみどり園の継続について承認いただけるよう願っていたわけでありますけれども、市長選挙が終わってから太田市長が引き続き継続のお願いと挨拶に皆さん方にお願いしたところ、大変厳しい返事をいただいたということでありますけれども、それと同時に議会が始まる前にみどり園環境保全委員会の委員長であります坂上勝義氏からみどり園は二十年という契約を守ってほしいという文書での申入れが議長にも届けられたという状況になります。二十年と言いますと、あと何年かと言いますと、平成六年に操業しておりますから、現在二十三年でありますから、現時点で十七年がたっています。だからあと三年しかないのです。だからああいう重要な大規模なごみ処理場を途切れさせないで確保するという責任が我々五條市政にあるわけでありますけれども、私はやはりみどり園周辺の皆さん方へのお願いの姿勢は続けていっていただかなければいけないと思いますけれども、あと二年であのみどり園を操業できないというこの約束を守ろうと思えば、みどり園周辺の皆さん方へのお願いの姿勢を続けると同時に、ほかの方法も探究しなければ、三年での実現はかなり困難ではないかなと、ほかの方法といえば、やはり五條市内でのほかの地域への建設、それと現在出ております御所・田原本環境衛生事務組合への加入ということも必要になってくるのではないかというふうに思います。

この御所・田原本環境衛生事務組合への、仮に結果として多くの議員の皆さん方の承認をいただいて加入したとすれば、場所は御所市の用地内に建設されるのではないかなと、私は現時点では推測ですけれども思っております。そうなれば、五條市民の皆さん方は持込みも遠くなりますし、業者の皆さん方の収集運搬も遠くなります。したがいまして、こういった問題の解決も追求しつつ、そして納得のいくデータを出していただくということも求められるのではないかと思うのですね。

この間、私の調べた範囲内の調査を申し上げますと、平成二十二年度、去年一年間でみどり園へ持ち込まれたごみは全部で一二、四一四、七五〇キロです。このうち、パッカー車等で収集したごみは八、九二七、七五〇キロ、持ち込んだごみが三、四八七、〇〇〇キログラムですからね。大体持込みの量は二八・一パーセントですから、ほぼ三割、持込みは三割もあるのですね。だからこれを市民の皆さん方に負担のかけないような解決を完璧にとらなければならないと。そしてその他においても、市民の皆さん方に現在よりも負担のかけないようにしなければならないし、やはり将来を見ますと、CO_2の排出も抑えていかなければなりませんから、ごみの減量というものも考えていかなければならないわけでありますけれども、これらの予想される市民負担を解決する見通しを立てなければいけないと思いますけれども、今回の議会に御所・田原本環境衛生事務組合への加入議案を提出された太田市長と部長の見解を明らかにしていただけますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）大谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

正しく今言っていただいたように持込みの量、これが約二八パーセントでございます。またごみの減量化、また資源化ということも非常に大事であります。こういうことを全て併せ持った中で広域化に関しては取り組んでいく必要があるというふうには認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣）太田市長。

○市長（太田好紀）十四番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今大谷議員もおっしゃられたように、これは私の市長選の公約でありました。広域化でするということで、言わせていただきました。そんな形の中で、今御所市と田原本の事務組合への参入ということで今回提案をさせていただきました。私が考える中で、まず最初、議員の皆さんからも再延長というお話もありました。市長になって就任当初に、その三地区の役員の皆さんとの協議にも行かせていただきました。その話の中で、約束は順守してほしいというのが皆さんの御意見でありました。それともう一つは、前から進めていただいた南阿太地区のところに建設するというような話がずっと流れておりました。その内容も見まして、地域の皆さんところへも足を運んでいきました。そういう形の中で、話の内容を聞きますと、全く前に進まぬ状況でありました。そういう形を踏まえて、広域しかないという考えの下で、期限はあと三年ということで、三年といっても大変難しいことかなと私は思っております。

みどり園三地区との話合いの中で、炉が良好な場合、五年は延長とするという、規約の中にも入っております。もし基本的に方向性が決まれば、そのときは延長もそれは考えてあげると、こういうことも申しておられました。そういう形の中で、この約束を守ることは当然広域しかない、こういうふうに私は思って、今の提案に至ったわけであります。

それともう一つ、広域化にすることによって、五條市の財政状況も踏まえて単独でやるよりも広域でやる方がコストは安くなる。全てに関して市民のサービスも低下しないまま、それ以上の形ができていけるのではないかなと私は思っております。

その中で、今大谷議員が言われたように距離が遠くなります。基本的に御所市の中に建てるということで今の組合では進んでおりますので、そういう形になれば、今現在の五條市内にあるみどり園の場所から遠くなりますので、そこらを踏まえて中継所を置くなり、いろんな形で、市民の皆さん方に御迷惑を掛けないようその配慮はしていきたい、そういうふうに思っております。

そして最後ですけれども、この広域化につきまして、奈良県として奈良県荒井知事が全面的に協力をしようと、こういう広域に関しては全面的に五條市を協力しよう、応援しようという心強いお言葉もいただいておりますので、そういう面においては五條市、今後の長い先を見据えたときに、当然広域化が必要だということで御理解をしていただきたいと思います。

以上であります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）ただいまの太田市長、また部長の答弁の解釈として持込みを解決するために中継所を造るということで取り組むということなのかどうか。具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣）太田市長。

○市長（太田好紀）十四番大谷議員の質問に答えさせていただきます。

当然地域の皆さん方の声も聞かせていただきます。そういう形の中で今のところ私もそういう意見が多いということを聞いております。そういう形の中では市民に支障のないような形の中で、中継所は置くべき、場所に対してはまだわかりませんけれども、そういうことも視野に入れながらこれと並行して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十六号　平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長　下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十六号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして提案理由の御

説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年度五條市一般会計補正予算書第三号を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ四千六百五十八万六千円の追加でございまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ百六十七億九千六百三十七万七千円となります。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。

主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

八ページをお開き願います。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、十八節備品購入費四百十万円は、障害者デイサービス送迎用車両の購入費でございまして、財源は財団法人自治総合センター助成金でございます。

十目老人憩の家費、十八節備品購入費百八十九万円は、県の地域の居場所づくり推進事業補助金を財源としました、老人憩の家のカラオケ機器購入費でございます。

九ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、十目保健福祉センター費、十五節工事請負費八百五十万円につきましては、野原地区の公共下水道供用開始に伴う保健福祉センターの公共下水道切替工事費でございます。

二項清掃費、二目塵芥処理費、十三節委託料一千百四十五万円は、国の過疎地域等自立活性化推進交付金を財源としたバイオマス利活用関連調査業務等の委託料八百十五万円及び地球温暖化対策実施計画策定業務委託料三百万円等でございます。

十ページをお開きください。

六款商工費、一項商工費、三目観光費、十一節需用費百八十万円につきましては、県の地域の居場所づくり推進事業補助金を財源とした、観光施設の修繕料でございます。十三節委託料二百八十万円は、県の活力あふれる市町村応援補助金を活用した市内ＪＲ各駅への観光看板整備業務の委託料でございます。

十一ページに移りまして、八款消防費、一項消防費、一目常備消防費、三節職員手当等二百万三千円につきましては、十津川分署開署に伴う消防職員の単身赴任手当及び特地勤務手当でございまして、財源は全て十津川村の負担金でございます。

二目非常備消防費、八節報償費二百八十五万九千円につきましては、消防団員退職報償金の追加でございまして、財源は消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金でございます。

次に、九款教育費、六項社会教育費、四目地区公民館費の十一節需用費百九十五万円と、七目集会所費の十一節需用費百九十万円は、県の地域の居場所づくり推進事業補助金を財源とした地区公民館及び集会所の施設設備修繕料でございます。

十三目五條文化博物館費、十一節需用費百万円は、浄化槽等の修繕料でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

四ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の一、総括の歳入を御覧ください。

十款地方交付税で一千七十六万円、十二款分担金及び負担金で二百万三千円、十四款国庫支出金で一千百万円、十五款県支出金で一千五百八十六万四千円、十九款諸収入で六百九十五万九千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十七号　平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長　森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第五十七号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして

提案理由の御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ三千八百九十六万一千円の追加でございまして、歳入歳出の予算総額をそれぞれ三十三億五千八十六万一千円とするものでございます。

それでは五ページの歳出から御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金三千百六十八万一千円につきましては、過年度よりの給付費等を基金に積み立てるものであります。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金七百二十八万円につきましては、平成二十二年度介護保険特別会計の精算による国庫・県費・支払基金への償還金でございます。

次に、四ページの歳入について、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目介護給付費負担金三万二千円及び四款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金九十六万九千円は、過年度分介護給付費負担金の追加でございまして、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金三千七百九十六万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十三、認第一号から認第十二号までを一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）認第一号　平成二十二年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。
認第二号　平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
認第三号　平成二十二年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。
認第四号　平成二十二年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
認第五号　平成二十二年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
認第六号　平成二十二年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。
認第七号　平成二十二年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
認第八号　平成二十二年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。
認第九号　平成二十二年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
認第十号　平成二十二年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
認第十一号　平成二十二年度五條市水道事業会計決算認定について。
認第十二号　平成二十二年度南和広域連合歳入歳出決算認定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。町口会計管理者。

〔会計管理者　町口正治登壇〕

○会計管理者（町口正治）失礼します。

ただいま上程をいただきました認第一号から認第十二号までの平成二十二年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計並びに南和広域連合の歳入歳出決算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十二年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額百九十八億八千六百三十一万六千二百四十六円に対しまして、収入済額は百九十七億

四千五百五十万二百十六円でございます。

支出済額が百八十三億九千六百七十六万七千九百七十六円でございまして、歳入歳出差引額は十三億四千八百七十三万二千二百四十円でございます。

また、翌年度繰越額は七億九千六百九十万一千三百六十一円でございます。

恐れ入りますが、決算書四百七十二ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分四、翌年度へ繰り越すべき財源が、先程申し上げました繰越事業費のうち三億百五万六千八百二十五円ございます。

したがいまして、区分三、歳入歳出差引額から、これを差引きいたしました平成二十二年度一般会計の実質収支額は、十億四千七百六十七万五千四百十五円の黒字決算でございます。

先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

予算現額四十三億六千二百五十四万八千円に対しまして、収入済額が四十四億七百九万五百三十一円、支出済額は四十一億九千二百二十三万三千七百三十九円でございまして、歳入歳出差引額が二億一千四百八十五万六千七百九十二円の剰余金をもって決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億三千七百三十一万二千円に対しまして、収入済額五億三千百十六万一千五百七十六円、支出済額は四億九千九百六十五万六千五十八円でございまして、歳入歳出差引額は三千百五十万五千五百十八円となります。

なお、平成二十三年度への繰越事業に伴います繰越しすべき財源が、繰越事業費二千九百七十五万三千円ございます。

したがいまして、これを差引きいたしました、平成二十二年度実質収支額は百七十五万二千五百十八円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百四十六ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたく存じます。

次に、認第四号の老人保健特別会計につきましては、予算現額四千六百四十六万円に対しまして、収入済額が四千六百四十五万五千四百二十一円、支出済額は四千六百四十五万五千四百二十一円でございまして、歳入歳出差引額がゼロ円の決算となります。

この件につきましては、後期高齢者医療制度の創設によりまして、老人保健特別会計が平成二十三年三月三十一日をもって廃止され、会計が清算されたものであります。

次に、認第五号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十億四千三百四十五万一千四百円に対しまして、収入済額が十億一千六百九十万二

千九百六十五円、支出済額は十億一千五百三十四万七千九十円でございまして、歳入歳出差引額は百五十五万五千八百七十五円となります。翌年度繰越額は一千三百三十八万九千円でございます。

恐れ入りますが、決算書の五百九十四ページをお開き願いたいと思います。

ここに実質収支に関する調書がございます。

区分四、翌年度へ繰り越すべき財源が、先ほど申し上げました繰越事業費のうち百五十五万五千八百七十五円ございます。したがいまして、区分三、歳入歳出差引額から、これを差引きいたしました、平成二十二年度の下水道事業特別会計の実質収支額はゼロ円の決算でございます。

また先ほどの二ページから三ページの方にお戻り願います。

次に、認第六号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額七百六十万円に対しまして、収入済額二百五十三万三千四百三十七円、支出済額は、百九十七万二千七百五十三円、歳入歳出差引額は五十六万六百八十四円の決算でございます。

次に、認第七号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十二億四千三百四十三万七千円に対しまして、収入済額は三十一億五千二百十九万九千八百二十円、支出済額が三十一億一千四百二十三万九千十円でございまして、歳入歳出差引額が三千七百九十六万八百十円の決算でございます。

次に、認第八号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千二百二十万円に対しまして、収入済額は四千五百三十九万八千二百八十八円、支出済額が四千三百九十三万七千七百五十二円でございまして、歳入歳出差引額が百四十六万五百三十六円の決算となります。

次に、認第九号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額三百六十万円に対しまして、収入済額は四百三十一万三千四百八十八円、支出済額が三百四十三万四千百六十円でございまして、歳入歳出差引額が 八十七万九千三百二十八円の決算となります。

次に、認第十号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額三億九千百十一万五千円に対しまして、収入済額は三億八千六百三十六万二千五百九十一円、支出済額が三億七千七百十一万四千七百七十六円でございまして、歳入歳出差引額が九百二十四万七千八百十五円の決算となります。

次に、認第十一号の五條市水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、（一）の収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は七億二千三百八十五万六千六百九十九円、支出第一款水道事業費用の

決算額は六億八千百六十九万九百八十八円でございます。

次に、（二）の資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、三千四百八十万三千七百五十円、支出第一款資本的支出の決算額は、三億一千九百四十一万四百八十四円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、二億九千七百十万六千七百三十四円につきましては、一番下の表の欄外にありますとおり、繰越工事資金六百万円、過年度分損益勘定留保資金一千三百六十四万四千六十九円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額六百二十六万八千円、現年度分損益勘定留保資金二億二千三百三十四万三千四百六十九円、建設改良積立金取崩し四千七百八十五万一千百九十六円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

平成二十二年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純利益は三千七百六十九万二千三百六十五円でございます。

これは、上の方の一、営業利益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、下から二行目にございます前年度繰越利益剰余金二千七百十四万五千三百六十四円を加算した当年度未処分利益剰余金は六千四百八十三万七千七百二十九円でございます。

この剰余金につきましては、五ページをお開き願いたいと思いますが、この五ページの下の方に、平成二十二年度五條市水道事業剰余金処分計算書案がございます。

一、当年度未処分利益剰余金六千四百八十三万七千七百二十九円につきましては、二、利益剰余金処分額、（一）減債積立金一千万円、（二）建設改良積立金四千万円、三、翌年度繰越利益剰余金一千四百八十三万七千七百二十九円として処分させていただきます。

次に、認第十二号の平成二十二年度南和広域連合歳入歳出決算認定につきまして御説明を申し上げます。

これは、平成二十三年三月三十一日に南和広域連合が解散したことによりまして、事務承継団体であります五條市が、平成二十二年度の決算認定を行うものであります。

別冊の平成二十二年度南和広域連合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと思います。

二ページから三ページをお開き願います。

会計別歳入歳出決算総括表により、御説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、予算現額七千百二十四万円に対しまして、収入済額が七千三百三十八万四千三百十一円、支出済額が五千九百万三千六百四十二円、歳入歳出差引額が、一千四百三十八万六百六十九円でございます。

次に、南和ふるさと市町村圏事業特別会計でございますが、予算現額十億四千二百四十万円に対しまして、収入済額が十億五千五百六十三万九千八百五十一円、支出済額が十億八百十三万五千六百一円、歳入歳出差引額が、四千七百五十万四千二百五十円でございます。

したがいまして、平成二十二年度の南和広域連合の歳入歳出決算は、一般会計と特別会計の合計で六千百八十八万四千九百十九円の剰余金をもって決算した次第でございます。

この内容につきましては、四ページ以降に計上してございます。後ほど、御清覧いただきたいと存じます。

なお、剰余金は全額、南和協議会へ移譲いたしました。

以上で、認第一号から認第十二号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることといたします。川元憙釋代表監査委員。

〔代表監査委員　川元憙釋登壇〕

○代表監査委員（川元憙釋）ただいま発言の許可をいただきましたので、平成二十二年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況、水道事業会計及び南和広域連合の決算並びに平成二十二年度の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見を報告させていただきます。

その前に、今回の台風十二号により甚大な被害を受けた大塔地区の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く終息されますことをお祈り申し上げます。

それでは、審査意見の報告に入りたいと思います。

まず、お手許の別冊、五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書を御覧願います。

この分厚い方でございます。

意見書の一ページからは一般会計、特別会計など、八十二ページからは水道事業会計の決算審査で、さらに百四ページからは財政及び経営健全化の審査であります。

さらに、別冊といたしまして、今回、南和広域連合歳入歳出決算審査意見書があります。

薄い方でございます。順次、お開き願います。

初めに、決算及び財政健全化審査意見書の一ページでありますが、第一の審査対象会計は、平成二十二年度の一般会計を始め国民健康保険特別会計など九特別会計の決算及びこれらの会計の付属書類並びに土地開発基金など、本年度より新たに二つの基金が設けられ、十四基金の運用状況調書であります。

第二の審査の期間は、一般会計ほかは六月十五日から八月八日までの間、水道事業会計については五月十六日から六月八日までの間に、議会選出の監査委員とともに事務局職員を補助に実施しました。

第三の審査の方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計については、経営成績及び財政状況が適正に表示されているか等を検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取して審査を実施しました。

第四、審査の結果といたしましては、審査に付されました各会計の決算は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また予算執行状況及び経営成績並びに財政状況等が適正に表示されており、おおむね適正であると認めました。

その中で、特に報告書の十一ページにおいて述べさせていただいておりますように、経常収支比率と実質公債費比率の改善がみられましたが、財政力指数についてはなお厳しい状況であります。

第五の審査の意見につきましては、別冊の六十七ページに、一として、一般会計について、六十九ページに二として、特別会計について、七十ページに三として、基金運用状況調書について、七十一ページに四として、その他については公の施設への指定管理者制度の導入に伴う所管課の指導、監督と業者の指定管理の満了による新たな業者選定については慎重にされるよう希望するものであります。

次に、百二ページには、水道事業会計として述べさせていただいておりますが、水道事業につきましては、現在のところ安定し順調に運営されております。

詳細については、後刻御清覧願います。

また、今年度に限り、先ほど会計管理者からも説明ありましたように南和広域連合の平成二十二年度の決算についても、この議会で認定をお願いするものであります。

お手元に配布させていただいております、薄い方の平成二十二年度南和広域連合歳入歳出決算審査意見書の一ページをお開き願います。

この決算審査意見書は、南和広域連合が当初の目的が達成されたとして、本年三月末をもって解散することに伴い、七ページの別紙資料二の「南和広域連合の解散に関する協議書」の規定によりまして、「広域連合長の五條市が承継する。」こととなり、したがいまして、決算書の調整、決算審査並びに議会の決算認定につきましても、五條市において行うこととなっていることを、一ページの「はじめに」として述べさせていただいております。

次に、第一の審査の対象といたしましては、平成二十二年度南和広域連合の一般会計及び南和ふるさと市町村圏事業特別会計の各歳入歳出決算並びにこれらに付属する関係調書であります。

第二の期間につきましては、七月十九日から八月一日までの間、実施いたしました。

次の二ページの第三の審査を行った監査委員及び補助員、第四の審査の方法については、初めに解散に伴う各種の定めごとの協議書等の確認をするとともに、決算書を始め諸帳簿はもちろん、領収書関係綴りなどを事前に提出を求め、審査するとともに、日を定め担当職員より説明を受け、審査を実施いたしました。

第五の審査結果といたしましては、決算に関する関係書類など、法令に準拠し作成されており、計数は正確であり、予算執行についてもおおむね適正妥当であったことを監査委員が認め合意なったところであります。

三ページの両会計の収支の状況でありますが、先ほど会計管理者も申しましたとおり、一般会計は一千四百三十八万六百六十九円、特別会計で四千七百五十万四千二百五十円、併せて六千百八十八万四千九百十九円の剰余金とほかに預り金として三万二千二百三十円、全額については協議書の定めにより新しく設立されました五條・吉野広域行政協議会に引き継がれました。

なお特別会計の今回の決算において、今まで積立基金としていた南和ふるさと市町村圏基金十億円を各市町村に返還することとなり、四ページにございます表のとおり返還されたことを確認いたしました。

五ページの第七の監査の意見といたしましては、当初の目的が達成されたことは誠に有意義なことだったと思われますが、新しい協議会には議会もなくチェック機能が希薄にならないか懸念されるところなので、更に一層の最小の経費で最大の効果を挙げるよう運営に努力されることを望むものであります。

なお、詳細の計数などにつきましては、省略させていただきますので、御清覧よろしくお願いいたします。

今まで長年広域連合の運営に御尽力いただきました連合議会の議員並びに各市町村の首長の皆様御苦労様でした。せん越でございますが、この場をお借りしお礼申し上げます。

以上で、平成二十二年度南和広域連合歳入歳出決算の審査意見の報告を終わらせていただきます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく一般会計などの財政の健全化、及び水道事業会計の経営の健全化についての審査の意見であります。

これは、決算を議会に提出する際には、毎年財政の健全化及び経営の健全化などについて審査し報告するもので、制度、内容につきましては、議員各位には御案内のとおりでありますので、省略させていただきますので、御了承ください。

それでは元の別冊の、分厚い方の、また戻りますが、平成二十二年度五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書の百四ページをお開き願います。

これは一般会計を始め九つの特別会計、五つの一部事務組合等と土地開発公社など市の関わる全ての会計を併せたもので、名のとおり連結決算の財政指標の算出であります。

第一、審査の概要では、五條市の財政及び経営健全化審査について市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二の審査の期日は、八月一日に実施いたしました。

第三の審査の方法は、市長から提出された関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ市の財政担当者を始め水道事業会計の担当職員から監査委員並びに補助としての事務局職員とともに説明を聴取し、審査を実施したところであります。

第四、審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、表示されていることを認めました。

数値につきましては、健全化判断比率、資金不足比率として掲載させていただいております。

また第五、審査の意見といたしましては、百五ページにありますが、前のページと見比べていただきます。平成二十二年度との比較の数値と併せて御覧ください。そうしますと、わかりやすいと思います。

まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率につきましては、赤字でありませんでしたので、いずれも早期健全化計画などの策定には該当いたしません。

次に、③の実質公債費比率につきましては、一七・〇パーセントで、早期健全化基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても、一七〇・一パーセントで、これも早期健全化基準の三五〇・〇パーセントと比較しますと、本市においてはいずれもこれを下回っており、また前年度比較においても表のとおり数値が改善されております。

さらに法非適用企業の簡易水道特別会計など⑤の資金不足比率についても、資金不足が生じていませんので、経営健全化計画などの策定をすることには該当いたしません。

次に、百六ページの平成二十二年度五條市水道事業経営健全化審査意見書でありますが、法適用の企業会計は、本市では水道事業会計のみでありまして、審査方法などにつきましては、一般会計と同じ方法で実施いたしました。

資金不足比率につきましても、資金不足は生じていませんので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の定めております、早期健全化基準及び経営健全化基準の設定基準の数値を全て下回っておりまので、健全段階となりますが、これで市の財政が健全であるかのような印象を受けますが、決して楽観はできません。

高齢化の進む中、本市の人口も減少気味であり、経済の低迷による税収の落ち込みもあり、さらに東日本大震災の復興に充てる財源確保のための税制面の大改革が予測され、先行きは不透明であります。

本市におきましても、消防庁舎、ごみ焼却施設など、大型事業が、さらに今回の十二号台風の災害復旧事業費など、今後の財政運営面ではますます厳しくなると予想されますので、なお一層の市政運営全般の経費節減と合理化に取り組むとともに、また、水道事業会計におきましても、なお一層の経営の合理化に取り組まれることを望むものであります。

以上で、平成二十二年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況、水道事業会計及び南和広域連合の決算並びに五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「十一番」の声あり）十一番峯林宏政議員。

○十一番（峯林宏政）ただいま上程されております、認第一号から認第十二号までの十二議案は、いずれも平成二十二年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任いたしたいと思います。

○議長（川村家廣）お諮りいたします。

ただいま峯林宏政議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。

一番福塚　実議員、三番吉田雅範議員、四番堀川浩美議員、九番益田吉博議員、十一番峯林宏政議員、十四番大谷龍雄議員、十五番田原清孝議員。

以上、七人の方にお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして、御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、本日提出されました議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）議第五十八号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長　吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程をいただきました議第五十八号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書一ページから二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の一部改正の理由につきましては、このたびの九月定例議会に追加議案の同意案件として提出をさせていただいております副市長の退職手当に関する規定でございまして、このたびのように、県等の職員であった者が退職し、引き続き副市長となる場合にその者の退職手当支給に不利益が生じないよう所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

第七条の次に加える第七条の二の第一項につきましては、国や県等の職員で退職手当の支給を受けないで引き続き副市長となった者の退職手当の算定基礎となります勤続期間は、その副市長としての勤続期間に通算する旨を規定いたしております。

また同条の第二項につきましては、前項で規定する副市長が再度地方公務員に戻ったときは、本条例による退職手当は支給しない旨を定めております。

同条の第三項につきましては、第一項に規定する副市長の退職手当については、常勤特別職の退職手当に関する条例及び一般職の退職手当に関する条例の規定による退職手当との均衡を考慮して、市長が別に定めると規定いたしているものでございます。

附則につきましては、本条例は平成二十三年十月一日より施行すると定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十五、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）同第一号　五條市監査委員の選任について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長　太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち識見を有する者から選任されております川元憙釋委員が平成二十三年九月三十日をもって任期が満了するため、その後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私といたしましては、お手元にお配りさせているとおり同氏の再任をお願いするものであります。

同氏には、平成十九年十月より一期四年間、監査委員をお願いしているところであり、その間大変熱心に財務管理や業務の経営管理、またその他行政運営に優れた識見をもって、適正、的確に監査をしていただいております。

議員各位には、御理解をいただきまして、再任の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）この際、ただいま監査委員に選任されました川元憙釋代表監査委員から御挨拶を受けることにいたします。川元憙釋代表監査委員。

〔代表監査委員　川元憙釋登壇〕

○代表監査委員（川元憙釋）ただいま私を監査委員として、再任の同意をいただきまして本当にありがとうございます。

今後は更に研さんを積み、監査委員としての職務を誠心誠意全力で努めてまいりたいと思います。

私の公務員生活の集大成と位置付けし、「住んで良かった、元気な五條市」を創造するため、微力ながら頑張ってまいりたいと思います。

どうか市長さん始め議員の皆様、よろしく御指導、ごべんたつをお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（川村家廣）次に日程第十六、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）同第二号　五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長　太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第二号、五條市教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員のうち井本誓晃委員が去る九月二十一日をもって任期が満了となりましたので、その後任を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私といたしましてはお手元にお配りさせていただきましたとおり、同氏の再任をお願いするものであります。

同氏は一期四年間、教育委員として、積極的に教育行政の推進に御意見、御提言をいただき、本市教育の発展のため御尽力いただいたところであり

ます。

人格は高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する人であります。

議員各位には御理解をいただきまして、再任の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、本日提出されました同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾　旬）同第三号　五條市副市長の選任について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長　太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第三号、五條市副市長の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

御承知のとおり、榮林勝美副市長が平成二十三年四月三十日をもって退職したことに伴い、後任の副市長を選任するに当たり、地方自治法の規定に

基づき、議会の同意を求めるものでありまして、その後任として丸谷昭典氏にお願いしようとするものであります。

同氏は、昭和五十八年に奈良県に奉職し、以来二十八年余りの間、企画部企画文化課、総務部地方課、農林部農政課、人事委員会事務局等に勤務し、現在は奈良県農林部農業経済課課長補佐の職にございます。

奈良県の重要な施策の推進に積極的に取り組み、県政発展に貢献され、また行政の様々な分野にも精通し、人格も高潔で人望のある方とお伺いしております。

そうした同氏の豊富な経験は、私が市民の皆様とお約束させていただいた様々な施策をよりよきものにし、元気な五條市にするため大きな力を発揮していただけるものと確信をするものであります。

議員各位におかれましては、御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回十月三日、午前十時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時十六分散会